

2 地方公会計財務書類の種類

(1) 地方公共団体の会計区分

地方公共団体には、複数の会計単位が設けられることが一般的です。基本となる会計は一般会計であり、それ以外に複数の特別会計が設けられています。

一般会計は、税収等の基本的な収入と、福祉・教育・土木・衛生など地方公共団体の基本的な施策を実施するための支出を網羅し、特別会計で処理される以外の全ての経理を処理することとされています。

一方、特別会計は、地方公共団体が行う特定の事業の収入と支出を適切に管理するために、他と区分して収支経理を行う会計で、その設置は法律や条例の規定による必要があります。

(2) 本市の会計区分と財務書類の種類

本市では、一般会計のほかに、特別会計として国民健康保険会計・公共下水道事業会計（令和元年度まで）・墓地公園事業会計・介護保険会計・後期高齢者医療会計、公営企業会計として下水道事業会計（令和2年度から）が設けられており、このうち介護保険会計はさらに保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分経理されています。

このように、本市には7つの会計単位があるので、地方公会計財務書類もその会計単位ごとに作成します。ただし、それでは財政の全体像をつかみにくく、また他団体との比較にも不便なので、統一的な基準では、一般会計等財務書類、全体財務書類および連結財務書類の3種類の包括的な財務書類を作成し、公表することとされています。

本市の一般会計等財務書類には、一般会計と墓地公園事業会計が含まれます。一般会計は、他の特別会計で所管する以外のあらゆる事務や事業の支出と、市民の皆さんからの税収や国や県からの補助金等の収入を経理処理しています。また墓地公園事業会計は、使用料等の収入があるので独立した会計単位としていますが、分類としては一般会計の仲間となります。

全体財務書類は、一般会計等にその他の特別会計・公営企業会計も加えた、本市の全会計を対象とする財務書類です。その他の特別会計・公営企業会計は、いずれも事業性のある（支出に見合いの収入が一定程度ある）点が特徴で、収入・支出を特定するために、法律の規定により特別会計を設けてその経理を行うことが求められています。全体財務書類では、市全体の総合的な財政の状況が明らかとなります。

統一的な基準では、このほかに、連結財務書類の作成も要請しています。連結財務書類とは、地方公共団体の全体財務書類に、地方公共団体の関連団体（一部事務組合、広域連合、地方独立行政法人、地方三公社、第三セクター等）の会計も加えたものです。

本市の場合、連結対象関連団体としては、浦安市土地開発公社、公益財団法人うらやす財団（平成29年4月1日、公益財団法人浦安市施設利用振興公社から改称）の2団体があり、28年度決算からはさらに、千葉県市町村総合事務組合、千葉県後期高齢者医療広域連合の2団体が加わりました。